

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進している。

また、既存施設について、自動ドア、エレベーター等の改修を積極的に実施している。

都市公園については、バリアフリー新法に基づき、高齢者や障害者を含むすべての人々が快適に活動できるよう、主要な園路の段差の解消、車いすでも利用可能な駐車場やトイレの設置など、公園施設のバリアフリー化を推進した。また、平成20年1月に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を公園管理者がバリアフリー化のための整備を行う際の具体的な指針として策定し、周知を行った。

エ 福祉施策との連携

高齢者に配慮したまちづくりを一層効果的に推進していくため、福祉施策との連携を図りつつ、施策を展開している。

大規模な公共賃貸住宅の建て替えに際して、社会福祉施設等の併設を原則化しているほか、高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を一体的に整備する場合、補助の上乗せを行っている。

農山漁村においては、ほ場整備等による福祉施設の用地の創出と農園等との整備を一体的に行った。

オ ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

高齢者、障害者のみならず可能な限りすべて

の人を対象として想定し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、今後の社会資本整備、交通分野における取組方針を「ユニバーサルデザイン政策大綱」として平成17年7月に公表している。今後、本大綱に基づき、すべての人々が安心して生活できるよう、公共施設等のバリアフリー環境の整備を一層推進していくこととしている。

その一環として、公共交通機関等のバリアフリー化を推進する「交通バリアフリー法」と建築物のバリアフリー化を推進する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。）を統合・拡充した「バリアフリー新法」が平成18年6月に成立し、同年12月に施行された。

同法では、①主務大臣による「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成18年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）の策定（表2-3-37）、②対象施設等の新設時等におけるバリアフリー義務化及び既設施設についてのバリアフリー努力義務化（バリアフリー化を求める対象施設に一定の路外駐車場、都市公園を追加、車両等に福祉タクシーを追加）、③市町村が作成する基本構想に位置づける重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進（基本構想の作成対象エリアを拡大、特定事業の範囲として新たに建築物、路外駐車場、都市公園を法定化、バリアフリー化された経路を整備・管理する場合の協定制度を創設）、④基本構想の作成に係る協議会制度及び住民等による作成提案制度の創設等が規定されており、同法に基づき、公共施設等のバリアフリー環境の整備を推進している。

バリアフリー新法に基づく基本構想について

は、1日の利用者数が5,000人以上である旅客施設が所在する市町村のうち、72%（515市町村中、373市町村）が作成ないしは作成を予定しており（平成19年9月末日現在）、これまでに235市町村（基本構想数は291）において作成されたものを受理した（20年3月末日現在）。

（3）交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

ア 交通安全の確保

「第8次交通安全基本計画」（平成18年3月

中央交通安全対策会議決定。計画期間：18～22年度）、「本格的な高齢社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策について」（平成15年3月交通対策本部決定）及び「社会資本整備重点計画」（平成15年10月閣議決定。計画期間：15～19年度）に基づき、①人優先の安全・安心な歩行空間の整備、②参加・体験・実践型の交通安全教育（世代間交流事業等）、③シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）を対象とした交通安全教育、④高齢運転者対策等の交

表2-3-37 バリアフリー新法基本方針における目標設定

1 旅客施設

2010年までに、1日当たりの平均的な利用者の数が5,000人以上の原則としてすべての鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、

- (1) 段差の解消
 - (2) 視覚障害者誘導用ブロックの整備
 - (3) 障害者用トイレの設置
- 等のバリアフリー化を実施する。

2 車両等

2010年までに、以下のバリアフリー化を実施する。

車両等の種類	車両等の総数	バリアフリー化される車両等の数
鉄軌道車両	約52,000	約26,000（約50%）
乗合バス車両	約60,000	2015年までに原則として低床化された車両に代替（うちノンステップバス）約18,000（約30%）
タクシー車両		（約18,000台の福祉タクシーを導入）
旅客船	約1,000	約500（約50%）
航空機	約530	約340（約65%）

3 道路

2010年までに、原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、バリアフリー化を実施する。

4 都市公園

2010年までに、以下のバリアフリー化を実施する。

- (1) 園路及び広場 園路及び広場の設置された都市公園のうち、約45%
- (2) 駐車場 駐車場の設置された都市公園のうち、約35%
- (3) 便所 便所の設置された都市公園のうち、約30%

5 路外駐車場

2010年までに、特定路外駐車場の約40%についてバリアフリー化を実施する。

6 建築物

2010年までに、2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックの約50%についてバリアフリー化を実施する。

7 信号機等

2010年までに、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等のバリアフリー化を原則としてすべての特定経路を構成する道路において実施する。

資料：国家公安委員会、総務省、国土交通省

通安全対策を推進した。

また、高齢者の交通事故の防止を図るため、記憶力、判断力等の認知機能に関する検査の導入や高齢者標識の表示義務付け等を盛り込んだ「道路交通法の一部を改正する法律」(平成19年法律第90号)が平成19年6月に成立し、高齢者標識の表示義務付けに関する規定については20年6月までに、認知機能検査に関する規定については21年6月までに施行されることから、新制度の円滑な施行に向け、準備を進めている。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、認知症等によってはいかいする高齢者を発見、保護する体制づくりを関係機関等と協力して推進している。

また、高齢者を対象とする悪質商法等の取締りを推進するとともに、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発、防犯教室の開催及び悪質商法等に関する相談活動を行っている。

高齢者の被害が多いいわゆるオレオレ詐欺や還付金等詐欺をはじめとする振り込め詐欺・恐喝については、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(平成14年法律第32号)及び「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」(平成17年法律第31号)を活用するなどして、その取締りを強化するとともに、被害実態に応じたきめ細やかな広報や、金融機関の協力を得ての犯行に使用された口座の凍結などに努めている。その結果、平成19年の振り込

め詐欺・恐喝の認知件数は、前年に比べ5.7%減少した。

なお、悪質な事業者が高齢者を狙い、次から次へと契約させるなど、手口が悪質化していることから、高齢者や民生委員・ヘルパーなどの高齢者の周りの人々への啓発等が重要となっている。

このため、高齢者及び民生委員・ヘルパーなどの高齢者の周りの人々に対して、消費者問題に関する啓発と対処策の学習を促進するために、「消費者問題出前講座」を全国各地の公民館等の施設において実施した。

また、消費生活相談等の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法についての情報を日頃から高齢者等に接している周りの人々へ電子メールで迅速に届け、高齢者等に対し注意喚起を行ってもらうために、メールマガジン「見守り新鮮情報」の発行を行っている。

このような情報提供の仕組みを構築したり、情報共有の場として、高齢福祉団体などが参加した「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催している。

平成17年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)が成立し、18年4月に施行されたところである。

同法が施行され、その初年度である平成18年度における市町村及び都道府県の対応状況等について取りまとめた「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果」を公表し、当該調査結果等を踏まえ、法の適切かつ円滑な運営を確保するための留意事項等を都道府県等に改めて周知した。

また、介護保険制度改正により、平成18年4月以降、各市町村に設置された「地域包括支援センター」において、支援を必要とする高齢者

の実態把握や虐待への対応など、高齢者の権利擁護や総合相談の業務を円滑に行うため、地域包括支援センター職員に対する研修等を行った。

常設の人権相談所等において、高齢者の人権問題に関する相談に応じるとともに、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として事実関係を調査し、その結果、人権侵害の事実が認められた場合には、その排除や再発防止のために事案に応じた適切な措置を講じるなどして、人権尊重思想の普及高揚に努めた。特に、平成19年度は、高齢者施設等の社会福祉施設において入所者及び家族が気軽に相談できるよう、特設の人権相談所を開設するなどして人権相談の取組を強化した。

ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の災害時要援護者関連施設を守る土砂災害防止施設の重点的な整備、激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を実施した。また、高齢者等災害時要援護者を津波、高潮等の海岸災害から守るため、安全情報伝達施設の整備や既存施設のバリアフリー化を推進した。さらに、災害時における高齢者等災害時要援護者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「水防法」（昭和24年法律第193号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、一部改正平成17年法律第37号）に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の高齢者等災害時要援護者が利用する施設への洪水予報等又は土砂災害警戒情報等の伝達方法を定めることを進めた。また、土砂災害防止対策基本指針に基づき、災害時要援護者の避難支援体制の強化を図るとともに、19年4月には、「土砂災害警戒避難ガイドライン（国土交通省

砂防部）」を都道府県に通知し、災害時要援護者の避難支援について、市町村の警戒避難体制の整備を支援した。

住宅火災による死者のうち、高齢者の割合が過半を占めており、それを低減するために有効である住宅用火災警報器の早期普及を目指し、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等と連携した普及活動に努めた。

また、平成18年度から2か年にわたり学識経験者、高齢者関連団体及び消防機関等からなる検討会を開催し、聴覚の障害のある高齢者等が旅館・ホテル等の宿泊施設を利用した際に、当該施設で発生した火災の情報を配信する携帯電話メールシステムについて開発した。

さらに、平成18年1月に発生した認知症高齢者グループホーム火災を踏まえて、19年6月に消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）の一部を改正し、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等について、防火管理者の選任及びスプリンクラー設備の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するとともに、当該施設について、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の整備等を行った。

災害時要援護者の避難支援ガイドラインの周知徹底を図るとともに、要援護者避難支援対策の必要性等についての認識を深めるため、シンポジウムの開催や普及啓発ビデオの作成を行い、市町村を中心とした避難支援体制の整備に向けた取組の促進を図った。

また、地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保する等の観点から、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」の普及を図り、防災力の強化を図った。

そのほか、山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が隣接している山地災害危険地区等について、治山施設の設置や荒廃した森林の整備等を計画的に実施した。

(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いて行ける範囲の公園の整備など、都市公園等の計画的な整備を行っている。

また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川、海岸等は、高齢者にとって憩いと交流の場として重要な役割を果たしてきた。

イ 活力ある農山漁村の形成

(ア) 高齢者の能力発揮のための条件整備

「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)に基づき、策定された「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)を踏まえ、意欲のある高齢農業者が、その知識と技能をいかしつつ、生きがいをもって活動できるよう、高齢農業者による担い手への支援、都市住民との交流及び農地や農業用水など地域資源の保全管理等を促進するとともに、高齢者活動支援施設等の整備を実施した。

また、「森林・林業基本法」(昭和39年法律第161号)に基づき、新たに策定された「森林・林業基本計画」(平成18年9月閣議決定)を踏まえ、高齢林業者の技術の伝承、豊かな社会経験に基づく知恵の活用に向けた支援を行うこと等により、高齢者の活動を促進した。

(イ) 新たな担い手の定着及び育成確保の推進

地域の次代を担う若年層の定着化を図るため、地域の基幹産業の振興、多様な就業機会の

確保に取り組んだ。

また、新たな担い手の育成確保を図るため、啓発活動、就業相談、研修等を実施するとともに、農業・林業・水産業に新たに就業する際の準備資金や研修資金の貸付けを行った。

(ウ) 生活環境の整備の推進

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図った。

また、高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、農山漁村における農業施設等のバリアフリー化等の整備、農業協同組合や組合員組織が行う介護等の高齢者福祉活動が活発に行われるためのリーダー等の育成等の支援などを行った。

そのほか、漁村の生活環境、交流、情報通信等の社会基盤を地域特性に応じて整備した。

5 調査研究等の推進

「調査研究等の推進」については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を示している。

科学技術の研究開発とその活用は、高齢化に伴う課題の解決に大きく寄与するものであることから、高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究、高齢者の利用に配慮した福祉用具、生活用品、情報通信機器等の研究開発など各種の調査研究等を推進するとともに、そのために必要な基盤の整備を図る。

(1) 各種の調査研究等の推進

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

認知症、悪性新生物（がん）等の高齢期にかりやすい疾患については、研究事業等において研究を推進した。

高齢者に特徴的な疾病・障害の予防、診断及び治療並びにリハビリテーションについての研究を実施した。また、高齢者を支える基盤としての介護保険制度について、年齢・原因を越えた要介護状態の評価、予防給付・地域支援事業の評価、介護保険財政・サービス経営の分析、高齢者の栄養状態の改善、医療と介護の総合的提供体制の確立に取り組んだ。

がんについては、平成16年度からの「第3次対がん10か年総合戦略」に基づき、第3次対がん総合戦略研究事業等において、がんの更なる本態解明を進めるとともに、その成果を幅広く応用し、革新的な予防、診断、治療法の開発を進めた。さらに、根拠に基づく医療の推進を図るため、効果的な医療技術の確立を目指した多施設共同臨床研究を推進した。また、19年4月に施行された「がん対策基本法」（平成18年法律第98号）に基づき、19年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」を踏まえ、今後取り組むべき新たな研究課題を検討した。

また、平成15年4月に、ヒトの遺伝情報であるヒトゲノムの精密解読が完了したことを踏まえ、我が国の強みをいかして、複雑な生命機能の解明や、画期的な創薬の実現につながる成果等が期待されるゲノムネットワーク研究等の基礎的・先導的な研究を引き続き積極的に推進した。高血圧、糖尿病、がん、認知症等の疾患要因や薬剤に対する反応について、ゲノムレベルでの個人差を明らかにすることで、個人個人に最適な予防・治療を可能とする医療（テーラー

メイド医療）の実現に向けた研究を行うとともに、自己修復能力を利用した骨再生、重症心不全に対する再生医療の実現などに向けた研究を推進した。

また、生物を構成するタンパク質などの様々な分子の挙動を生きた状態のまま画像としてとらえることで、創薬プロセスの短縮・コスト縮減、アルツハイマー病・がんなどの疾患の早期診断の実現を目指す分子イメージング研究を推進した。

医薬品、医療機器の研究開発を推進し国民へ迅速に提供することを目標として、平成19年4月に「革新的な医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」を策定し、研究から上市に至る過程を支援するための施策を開始した。

また、平成19年3月に策定した「新たな治験活性化5か年計画」に基づき、中核病院・拠点医療機関を選定し医療機関の体制を整備する等治験・臨床研究の推進に係る取組を開始した。

認知機能が低下した高齢免許保有者に対して効果的な安全教育を行うため、認知機能の低下と自動車の運転特性との相関関係、具体的な安全教育の在り方について調査研究を実施した。

イ 福祉用具等の研究開発

高齢者等の自立や社会参加の促進及び介護者の負担の軽減を図るためには、高齢者等の特性を踏まえた福祉用具や医療機器等の研究開発を行う必要がある。

福祉用具に関しては、使用者ニーズに対応する新しい技術の可能性（シーズ）に関する調査を行っている。

また、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（平成5年法律第38号）に基づく「福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針」（平成5年厚

- 就労支援分野（就労、職業訓練など）
 - ・視覚障害者のための音楽学習・制作ソフトウェア
音楽を点字で作成するソフトウェア
 - ・ペースメーカー及び除細動器装着者の就労促進に向けたペースメーカー誤動作防止電磁波防護服
携帯電話などの通信機器等から発生する電波（高周波電磁波）と、IH調理器やモーター等から発生する磁界（低周波電磁波）の両方を防ぐことができる電磁波防護服
- 自立支援分野（排泄、入浴、就寝・起床、移乗、移動など）
 - ・在宅高齢者向け立位式排泄補助用移乗機器
要介護者の状態に合わせて座位から立位までの任意の姿勢で使用することができる床走行型介護リフト
 - ・自分の力で食事ができない障害者・高齢者のための食事自立装置
食事介護を受けている人が身体状態に合った操作方法や操作装置（ジョイスティック等）で食事を支援する装置
 - ・携帯型画像処理機能付き電子ルーペ
小さな文字や近づいて見ることのできない文字などを画像処理し、簡単に拡大・補正して見ることができるシステム
- 介護支援分野（排泄、入浴、予防、移動、監視など）
 - ・水洗ポータブルトイレ（圧送排水式）
汚物を粉碎してポンプで排水する居室用介護トイレ
 - ・浴室用介護リフト
浴室内への移動、浴室の洗い場・浴槽を面で移動できる浴室介護用リフト
 - ・浴槽内で安定した座位を保てるスイング及び体幹保持が困難な使用者のためのスリング
 - ・在宅において認知症高齢者の外出行動（徘徊）を知らせる無携帯型検知システム
居室等の出入口に装置する徘徊検知システム装置
 - ・高齢者用口腔ケア装置
はみがき行為をある程度自動化した口腔ケア簡便機具
- 生体機能代行（補助）分野（人工臓器、義手・義足など）
 - ・スキー用下腿義足
スキーの操作に必要な動作を的確にできる下腿義足スキー用足継手
 - ・簡便に機能調節ができる短下装具足継手
片麻痺による異常歩行を改善するために必要な機能を持ちながら、靴が履きやすく、見た目のよいコンパクトな短下装具足継手
- その他
 - ・赤外線補聴器システム
赤外線システムによって聴取条件を向上させるシステム
 - ・寝たきり高齢者や重度障害者向け視覚シンボルや登録文章により意思伝達を支援する装置
視覚シンボルや登録文章により接点スイッチで意思伝達を支援する装置
 - ・車いす転倒時の緩衝用エアバック式人体防護装置
車いす転倒時に頭部等への衝撃を軽減するためのエアバック付車いす
 - ・高齢者が簡単に操作できるボイスメールシステム
高齢者が日頃使い慣れているテレビをディスプレイにして、音声及び少ないスイッチボタン、ガイドダンスにより操作できるボイスメールシステム
 - ・肢体不自由の重度障害者及び高齢者用インターネットコミュニケーションソフトウェア
マウスやキーボードの代わりに身体の自由に動く部位の動作を特殊なスイッチでとらえてパソコンを操作しインターネット等を使ったコミュニケーションを可能とする

資料：NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）及び（財）テクノエイド協会資料より作成

生省、通商産業省告示第4号）に沿って、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や研究開発を行うために必要な情報の収集・分析及び提供を実施している（表2-3-38）。

高齢者等の自立や社会参加の促進及び介護者の負担の軽減を図るためには、高齢者等の特性

を踏まえた福祉用具や医療機器等の研究開発を行う必要がある。

福祉機器に関しては、使用者ニーズに対応する新しい技術の可能性（シーズ）に関する調査を行っている。

また、「福祉用具の研究開発及び普及の促進

に関する法律（平成5年法律第38号）に基づく「福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針」（平成5年厚生省、通商産業省告示第4号）に沿って、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や研究開発を行うために必要な情報の収集・分析及び提供を実施している。

独立行政法人理化学研究所バイオ・ミメティックコントロール研究センターでは、生物特有の優れた運動制御機能に関する研究を通じ、人を優しく抱き上げることのできるロボット（RI-MAN）の開発など、介護福祉の現場で活躍できるような生活支援形ロボットの実現を目指した研究を推進した。

ウ ユニバーサルデザインの生活用品等の研究開発

高齢化社会が進展する中で、ユニバーサルデザインに象徴されるような、使用者である人間の特性を踏まえた安全で使いやすい製品等の開発・設計等を促進する必要がある。

そこで、ユニバーサルデザインの新たな展開事例調査やより安全で使いやすい製品や設備の開発・普及に取り組むための方策・課題整理を実施している。

エ 情報通信の活用等に関する研究開発

情報通信等の新たな技術は、高齢者の生活の様々な局面に利便をもたらすものと考えられることから、ハード及びソフトの両面において研究開発を推進する必要がある。

こうしたことから、高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成等を行っている。また、高齢者等の情報通信技

術を用いた社会参加を促進するため調査研究を実施している。

そのほか、最先端の情報通信技術等を用いて、運転者に対し、周辺の交通状況等をカーナビゲーション装置を通じ視覚・聴覚情報により提供することで危険要因に対する注意を促す安全運転支援システム（DSSS）等、高齢者等の安全快適な移動に資するITS（高度道路交通システム）の研究開発を推進している。

また、最先端の情報通信技術（IT）を活用して、高齢者等の歩行安全を確保するため、携帯端末を用いた情報提供、移動支援に関する研究開発等を推進している。

高齢化社会が進展する中で、年齢を重ねてもいきいきと健康に生活し続けることへのニーズにこたえるため、生活者が繰り返し自身の身体特性データを計測・蓄積し、蓄積したデータの時間的変化を検索・編集することで、自分自身の健康状態を把握できるようなデータベースの構築に取り組んでいる。

（2）調査研究等の基盤の整備

ア 研究推進体制等の整備

国立長寿医療センターにおいて、認知症や骨粗しょう症等の高齢者に特有な疾病に対する先駆的医療の実施及び研究に取り組み、長寿科学研究を推進した。

独立行政法人製品評価技術基盤機構において、高齢者の使いやすい製品の普及、消費者の価値観の多様化等に対応した市場形成の観点から、関係機関と連携を図り、福祉分野におけるJIS等の国家標準の整備を図った。また、企業等における製品設計などの際に考慮すべき、安全・安心に係る動態、感覚等の基本人間特性に関わるデータについて、充実・更新を行うとともに、企業等におけるデータ収集・分析を促進

する観点から、収集等に必要な計測手法の標準化を行った。

イ 人材の養成等

近年の研究開発は、高度化・複雑化し、境界領域、複合領域も拡大しており、人材の養成、確保、資質の向上及び流動化に努めていかなければならない。

このため、将来の研究開発活動の中核を担う創造性豊かな優れた若手研究者が、その能力を最大限に発揮できるよう、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員制度、海外特別研究員制度など、大学院博士課程修了者等の若手研究者を対象とした多様な支援制度を推進している。

また、医療機関・教育機関等の臨床研究を支える基盤の整備を主に人材育成の観点から効率的に行う研究事業を行った。